(平成22年4月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人名桜大学定款に定めるもののほか、公立大学 法人名桜大学(以下「法人」という。)及び法人の設置する学校等の組織並び に運営の基本を定めるものとする。

(法人事務所)

第2条 法人の事務所は、沖縄県名護市字為又1220番地の1に置く。

第2章 組織

(理事会の運営)

第3条 理事会の運営については、別に定める。

第4条 削除

(事務局)

- 第5条 法人及び大学の事務を行わせるため、事務局を置く。
- 2 事務局に総務企画部、財務部、教務部及び学生部を置く。
- 3 総務企画部に次の2課を置く。

総務課

企画課

4 財務部に次の2課を置く。

会計課

施設課

5 教務部に次の2課を置く。

教務課

入試・広報課

6 学生部に次の2課を置く。

学生課

キャリア支援課

7 事務局の組織及び事務分掌については、別に定める。

(大学)

- 第6条 大学に学長を置き、学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督 する。
- 2 大学に副学長を置き、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 国際学群に学群長を置き、学長の指揮の下に学群運営の連絡及び調整に当たらせる。
- 4 人間健康学部に学部長を置き、学長の指揮の下に学部運営の連絡及び調整に 当たらせる。
- 5 大学に学長補佐を置き、学長の命を受けて、全学的な企画及び立案等に参画

- し、又は特定の事項の処理に当らせる。
- 6 国際学群に学類長を置き、学類運営の連絡及び調整に当たらせる。
- 7 人間健康学部に学科長を置き、学科運営の連絡及び調整に当たらせる。
- 8 外国語教育主任を置き、外国語教育の実施及び改善に関して総括させる。
- 9 国際文化研究科に研究科長を置き、研究科運営の連絡及び調整に当たらせる。
- 10 看護学研究科に研究科長を置き、研究科運営の連絡及び調整に当たらせる。
- 第7条 削除

(大学院)

- 第8条 大学院に研究科長を置き、大学院の運営に当たらせる。
- 2 研究科長は、大学院を担当する専任の教授をもって充てる。 (助産学専攻科)
- 第9条 助産学専攻科に専攻科長を置き、助産学専攻科の運営に当たらせる。
- 2 助産学専攻科長は、看護学科の専任教授をもって充てる。 (附属図書館)
- 第10条 附属図書館に館長を置く。
- 2 館長は、学長の指揮の下に附属図書館の運営に関する校務をつかさどり、所 属職員を統括する。
- 3 附属図書館の事務を行わせるため、図書課を置く。
- 4 図書課の組織及び事務分掌については、別に定める。 (環太平洋地域文化研究所)
- 第11条 大学に環太平洋地域文化研究所(以下「研究所」という。)を置く。
- 2 研究所に所長を置き、専任の教授をもって充てる。
- 3 所長は、学長の指揮の下に研究所の運営に関する校務をつかさどり、所属職員を統括する。
- 4 研究所に関し必要な事項は、別に定める。 (リベラルアーツ機構)
- 第12条 大学に、名桜大学リベラルアーツ機構(以下「リベラルアーツ機構」 という。)を置く。
- 2 リベラルアーツ機構に機構長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 機構長は、学長の指揮の下にリベラルアーツ機構の運営に関する校務をつか さどり、所属職員を統括する。
- 4 リベラルアーツ機構に次の3センターを置く。

言語学習センター

ライティングセンター

数理学習センター

5 リベラルアーツ機構に関し必要な事項は、別に定める。 (メディアネットワークセンター)

第13条 大学に名桜大学メディアネットワークセンター(以下「ネットワークセンター」という。)を置く。

- 2 ネットワークセンターにセンター長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 ネットワークセンターに関し必要な事項は、別に定める。 (教員養成支援センター)
- 第14条 大学に名桜大学教員養成支援センター(以下「教員養成支援センター」という。)を置く。
- 2 教員養成支援センターにセンター長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 教員養成支援センターに関し必要な事項は、別に定める。 (国際交流センター)
- 第15条 大学に名桜大学国際交流センター(以下「国際交流センター」という。)を置く。
- 2 国際交流センターにセンター長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 国際交流センターの事務を行わせるため、国際交流課を置く。
- 4 国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。
- 5 国際交流課の組織及び事務分掌については、別に定める。 (保健センター)
- 第16条 大学に名桜大学保健センター(以下「保健センター」という。)を置く。
- 2 保健センターにセンター長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 保健センターに関し必要な事項は別に定める。 (地域連携機構)
- 第17条 大学に公立大学法人名桜大学地域連携機構(以下「地域連携機構」という。)を置く。
- 2 地域連携機構に機構長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 地域連携機構の事務を行わせるため、地域連携課を置く。
- 4 地域連携機構に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 地域連携課の組織及び事務分掌については、別に定める。 (職員の定員等)
- 第18条 法人の職員定員及び就業に関する事項については、別に定める。 第3章 財務、会計その他の業務運営

(財務、会計その他の業務運営)

- 第19条 法人の財務、会計その他の業務運営に関し必要な事項は、別に定める。 (改廃)
- 第20条 この規則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則(平成22年4月1日)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。 附 則(平成23年4月1日)
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成25年3月27日)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成26年3月28日)
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成27年3月28日)
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成28年3月26日)
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成29年3月29日)
- この規則は、平成29年4月1日から施行する。附 則(平成31年3月28日)
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。